

氷見市地域防災計画の修正【概要版】

氷見市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、氷見市防災会議が、本市の地域に係る災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定めています。

本計画は、市、防災関係機関や市民等が相互に連携し、総合的な防災対策の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、市民の誰もが安全で安心して暮らすことができる「災害に強いまちづくり」の推進に資することを目的としています。

今回の修正では、国の防災基本計画や富山県地域防災計画の改定を反映させ、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方」、「令和6年能登半島地震に係る災害対応検証報告書」等を基礎資料とし、氷見市地域防災計画(第1編総則、第2編地震・津波対策編)を見直します。

計画の構成

編	内 容
第1編 総則	計画の目的や基本的な考え方とともに、地震や津波の被害想定を示している。
第2編 地震・津波対策編	地震、津波災害に対する予防対策、応急対策、復旧対策について定めている。
第3編 風水害及び火災対策編	風水害や土砂災害、火災に対する予防対策、応急対策、復旧対策について定めている。
第4編 雪害対策編	雪害に対する予防対策、応急対策、復旧対策について定めている。
第5編 原子力災害対策編	原子力災害に対する事前対策、応急対策、中長期対策等について定めている。また、住民避難計画についても定めている。
資料編	条例や基準、本編に関連する各種のデータ等を記載している。

主な修正内容

第1編 総則

1 避難生活における良好な生活環境の確保(新規)

避難所で確保すべき生活環境を指標として定めた国際基準「スフィア基準」が満たされるよう避難所の環境改善に取り組む。

⇒国の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」による。

2 市民への速やかな情報伝達(一部修正)

防災行政無線放送だけでなく、文字情報のLINEやCATV放送、防災アプリ等を利活用する。

⇒能登半島地震では、LINEでの情報発信が有効であり、防災DXを推進する。

(修正前)

気象予警報、火災警報等の情報を、迅速かつ的確に伝達するとともに、市民への周知徹底を図る。特に土砂災害等の災害危険区域において災害が発生するおそれがある場合には、市民への周知徹底を図るとともに、速やかに「高齢者等避難」や「避難指示」を発令するなど災害による被害の軽減に努める。



(修正後)

気象警報等の市民への伝達手段として、防災行政無線による放送だけでなく、市公式LINEやCATV放送、防災アプリを利活用するなど、文字による情報発信も併せて、迅速に情報を伝達する。

特に、大雨により土砂災害が発生するおそれがある場合には、速やかに「高齢者等避難」や「避難指示」等の避難情報を発令し、災害による被害の軽減に努める。

第2編 地震・津波対策編

1 建築物の耐震化、耐震不燃化の促進

(1)落下物・ブロック塀対策(一部追加)

啓発・指導のみならず、県と連携し危険ブロック塀の除去や建替えを行おうとする者への支援を行う。

(修正前)

地震発生時には、多くの落下物、ブロック塀の倒壊及び家具の転倒が発生し、死傷、道路障害物発生などの大きな要因となる可能性がある。

そこで市は、所掌する分野について、落下物・ブロック塀対策の啓発・指導を行う。

(修正後)



(略)

また、県と連携して、危険ブロック塀の除却や建替えを行おうとする者に対し支援を行い、ブロック塀対策を推進する。

(2)電気火災対策として感震ブレーカーの普及啓発(新規)

感震ブレーカーは、地震時に設定以上の揺れを感知した時に電気を自動的に止める器具であり、感震ブレーカーの設置は不在時やブレーカーを落として避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段である。

⇒国の防災基本計画による。

2 「避難確保計画の作成」及び「訓練実施結果報告書の提出」(新規)

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設管理者は、作成した計画に沿った避難訓練を毎年1回以上実施し、「訓練実施結果報告書」を市へ提出しなければならない。

⇒水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律改正による。

(R3.7.16 改正法施行)

3 地盤改良、液状化対策工法の推進(一部追加)

⇒能登半島地震により地盤の液状化被害が顕著だったことから災害対応検証による。

(修正前)

地盤の液状化現象とは、平常時は安定していた地盤が地震発生時に液体のようにゆるんで動き、水、砂、泥を地上に吹き上げる現象で、地盤の盛り上がりや陥没により、建築物や構造物に被害が生じる。



(修正後)

(略)

令和6年能登半島地震では、北大町や栄町、間島地区をはじめ、市街地北部を中心に沿岸部で液状化現象が発生し、住宅が倒壊するなど大きな被害が発生したため、市は次の対策を推進し、液状化災害の危険性を低減する。

(1)液状化に関する知識の普及(一部修正)

(修正前)

市は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、市民に対して地盤の液状化及び流動化に関する知識の普及を図る

(修正後)



市は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、防災関係機関と連携し、市民に対して地盤の液状化発生仕組みや、地震被害の想定に基づく液状化の高い地域、過去に市内で生じた液状化被害の記録など、液状化に関する知識の普及を図る。

(2)土木施設構造物の対策(新規)

土木施設構造物の対策(道路、港湾、河川、橋梁等)の液状化対策は、大別すると地盤改良による工法と構造物で対処する工法がある。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴を考慮し、一つの工法だけにとらわれず、二種以上の工法を比較検討し、最適な工法の採用に努める。

(3)建築物の対策(新規)

建築物の液状化対策の工法は、敷地地盤の液状化の発生があっても被害を起こさず、これを最小限に抑えるために建築物に施す対策工法と、敷地地盤の液状化の発生を抑制し、流動の範囲を制限するためにその敷地内に施す対策に工法に大別できる。

これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴や限界を勘案し効果的に組み合わせることが望ましい。

(4)地下埋設物の対策(新規)

地下埋設物(上下水道、電気など)の液状化対策工法は、地下埋設管路の対策工法と、地盤改良工法の2つに大別される。

地下埋設物は、都市のライフライン施設であり、相互に深く依存するネットワークであるので、施設の耐震化等の事前対策から応急復旧に至るまでの各対策について、総合的な対策を講ずることが望ましい。

4 指定緊急避難場所・指定避難所の確保(新規)

(1)指定避難所の生活環境が良好であるよう空調設備や洋式トイレの整備に努める。

(2)パーティションや段ボールベッド等簡易ベッドを備蓄し、居住空間を確保する。

⇒避難所生活の環境整備と高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者及び外国人にも配慮した施設・設備整備を図り避難生活の改善に努める。

(3)生活用水等の水供給体制を増設強化する。

⇒機動性のある給水車を配置するとともに、市内の避難所に手動ポンプ式の防災井戸の設置や既存の井戸取水場の活用を検討する。

5 緊急避難場所及び指定避難所の速やかな解錠(新規)

(1)沿岸部の緊急避難場所 7 箇所に震度5弱以上の揺れを感知すると自動で解錠する無電源機械式の鍵保管ボックスを施設入り口に設置する。

⇒比美乃江小学校、北部中学校、窪小学校、西條中学校、海峰小学校、灘浦小学校(旧灘浦中学校)、いきいき元気館

(2)各指定避難所の速やかな解錠のために鍵保管ポストを設置。

6 地震・津波発生時は原則として徒歩避難(一部追加)

避難行動に支援が必要な人の避難には、「個別避難計画」を作成し、車の使用はやむを得ないものとする。

⇒能登半島地震による災害対応検証による。

(修正前)

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩を原則とする。

(修正後)



(略)

ただし、避難行動に支援が必要な人の避難には、「個別避難計画」を作成し、車の使用はやむを得ないものとする。

7 災害ボランティア活動の支援(一部追加)

ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係団体と連携体制の構築を図り、活動環境の整備を図る。⇒国の防災基本計画による。

8 地区防災計画に基づく自主防災組織の強化(全文修正)

地区の特性をよく知っている住民自身が地区防災計画を策定し、防災訓練を実行、問題点や課題の見直しを繰り返し、年々進化・充実を図る。

⇒地区防災計画の明記を強化

9 個別避難計画の作成促進(新規)

福祉専門職と連携し避難方法や避難場所、支援を行う者等を記載した計画作成を進める。

⇒国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」による。

10 災害対策本部の設置(一部修正)

災害対策本部の設置基準を現行の震度6弱以上から震度5強以上に変更

⇒県の改正に準ずる。

(修正前)

非常配備体制

- ①市の地域で震度6弱以上の地震が発生したとき
- ②市長が必要と認め、当該配備を指令したとき

(修正後)



非常配備体制

- ①市の地域で震度5強以上の地震が発生したとき(災害対策本部設置)
- ②市長が必要と認め、当該配備を指令したとき